

令和6年7月22日

株主各位

更生会社株式会社ルートスタイル
(旧更生会社株式会社プロルート丸光)
管財人 弁護士 山本 幸治

更生計画認可に基づく当社株式のお取扱いについて

当社は、令和6年5月22日に大阪地方裁判所に更生計画案を提出していましたが、同年7月19日付けで大阪地方裁判所より更生計画認可決定が出されました。

これに伴い、当社は、更生計画に定められた内容に従い、同日付けで、自己株式を除く発行済株式全てを無償で取得するとともに、保有する全株式を消却（100%減資）した上で、管財人団により組織する一般社団法人が新たな株主となり、事業再建に向けた第一歩を踏み出すこととなりました。

これまで長きにわたり当社を支えていただきました株主の皆様におかれましては、誠に遺憾ながら、株主としての権利が失われることとなりましたことをご案内申し上げますとともに、改めまして謹んでお詫び申し上げます。

なお、発行済株式全ての無償取得及び消却（100%減資）に伴う当社株式のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

（更生計画案の概要については、当社ホームページに掲載しております令和6年6月7日付の「更生計画案の付議決定に関するお知らせ」をご高覧ください。）

記

1. 当社による発行済株式全ての無償取得及び消却の効力発生日
令和6年7月19日
2. お手元に株券をお持ちである場合
お手元の当社株券につきましては、当社宛にご返却いただく必要はございません。
3. お手元に株券をお持ちでない場合
お手続きは不要です。

（ご参考）

株主様がお持ちであった当社株式が全て無償取得及び消却されたことについての証明が必要な株主様は、当社より「株主名簿記載事項証明書」を発行いたします。証明書の発行を希望される株主様は、当社所定の「株主名簿記載事項証明書発行申請書」

に必要事項をご記入及びご押印のうえ、必要書類を添えて、下記提出先までご郵送ください。後日、ご指定の送付先宛へ証明書を送付いたします。

〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町2丁目5番5号ロベルビル4階
株式会社ルートスタイル 管理事業本部
電話：06-6258-0308（代表）

以上